

非正規雇用女性等就労促進業務に係る事業提案Q&A

【公募の手続きに関する質問】

番号	質 問	回 答
1	仕様書5(3)イ ジョブこねっとの活用・改修について、京都府と協議のうえ、必要に応じ、改修費を負担する、とあるが、どの程度の改修を想定されているのか、費用負担はどの程度を想定されているのか。	5(3)イに係る改修費は1,759,000円を想定しています。改修内容は府とシステム開発事業者と協議のうえ、改修内容を決定します。
2	仕様書10 業務完了報告について、会計検査院対象の事業となるのか。	本事業は国庫補助金による事業となるため、会計検査院検査の対象となります。
3	仕様書5(1)出張セミナーについて、マザーズジョブカフェとの連動において、年間回数と実施日程は既に決定しているのか。	全90回の中で、マザーズジョブカフェが行うセミナーとの合同開催を行うことができることとしていますが、実施場所、日程については、本事業の受託事業者決定後に調整させていただきます。(現在のところ、決まった日程はありません。)
4	仕様書5(1)出張セミナーの実施について、マザーズジョブカフェとの合同開催について、会場使用料の負担は発生するか。	単独での実施を含め、本事業のセミナー等の会場は会場費負担がない場所を想定していますが、費用が発生する場合は実施事業者間で折半することになる予定です。
5	仕様書5(1)出張セミナーについて、マザーズジョブカフェとの合同開催におけるKPIはどちらでカウントするのか。	合同開催であっても本事業実施分としてカウントすることとします。
6	仕様書5(2)のマッチング業務の実施について、中小企業人材確保推進業務、京都ジョブパーク運営業務との連動において、年間回数と実施日程は既に決定しているのか。	仕様書5(2)の「中小企業人材確保推進業務及び京都ジョブパーク運営業務において予定しているマッチングイベントの開催場所・実施スケジュール等を踏まえたうえで」というのは、合同実施するという意味ではなく、それらの事業と日程、内容等がかぶらないように実施するという意味ですので、別の事業として実施をお願いします。本事業の受託事業者決定後に、日程や参加企業等の調整を各業務と調整し、効果的な実施となるよう京都府と協議のうえ、実施していただくこととなります。
7	仕様書5(2)のマッチング業務の実施について、中小企業人材確保推進業務、京都ジョブパーク運営業務との合同開催について、会場使用料の負担は発生するか。	質問4及び6の回答のとおり、マッチング事業については、単独での実施を含め、本事業のセミナー等の会場は会場費負担がない場所を想定するとともに、他業務との合同開催を想定するものではありませんが、合同開催で費用が発生する場合は実施事業者間で折半することになる予定です。
8	セミナー実施及びマッチング業務の実施において、合同開催にあたって、オンライン時の主催主導権はどのように調整するのか。	セミナー及びマッチング業務において、原則出張型を想定していますが、新型コロナウイルス感染拡大の状況に応じて、効果的・効率的と判断する場合、オンライン実施も検討することになります。セミナーを合同開催とする場合、開催内容に応じて、運営方法を京都府と関係事業者間の協議のうえ決定し、実施することになります。
9	応援団の登録企業は現在何社あるのか。	令和3年3月末時点で、4,678社が登録されています。
10	概算要求する場合は、請求書の発行が何日までで、その請求書についての支払いは何日になる予定か。	概算要求という規定はございませんが、人件費については、執行計画に基づき、前金払いが可能です。また、支払については、請求書受理後30日以内の支払いとなります。
11	アウトリーチ型のスキルアップ講座とは具体的にはどのような内容をイメージしているのか。また仕様書に記載の場合、どちらの内容を指すのか。	府内の市町村施設への出張を基本として、コロナ禍により解雇された方等に対し、再就職をサポートするための就労準備講座となりますので、評価基準に沿って、具体的な提案をお願いします。なお、PC等の機材が必要となるようなスキルアップ講座は想定していません。
12	業務の再委託について、再委託可能・不可能などの線引きはあるのか。	仕様書13(6)に記載しているとおりです。